

肝炎ウィルス検診

【対象者】

- 1 平成21年4月1日までに40歳になる方（昭和43年4月2日～昭和44年4月1日生まれの方）
- 2 平成14～19年度の肝炎ウィルス検診の対象（昭和7年4月2日～昭和43年4月1日生まれの方）で肝炎ウィルス検診を受ける機会を逸した方

※上記の対象に該当していても、現在、肝炎で医療機関通院中の方は対象になりません。

【受診方法】

肝炎ウィルス検診には「受診券兼問診票」が必要になります。

○上記1の対象者の方…「受診券兼問診票」を自宅に郵送します。国民健康保険加入者の方は同時に特定健康診査を受けることができます。

○上記2の対象者の方…保健センターの窓口にお申し込みください。

申込み期間 10月1日(水)～11月14日(金)

【検査内容・実施場所・実施期間・受診料】



国民健康保険年金
検査

検査種類	検査項目	会 場	検査期間	受診料
B型・C型肝炎 ウィルス検査	問診・血液検査	特定健診を実施する 医療機関	10月1日(水)～11月29日(土)	1,000円
		保健センター	10月23日(木)、24日(金) 11月11日(火)、12日(水)	800円

国民健康保険料の 納付方法について

住民課 内線325～327

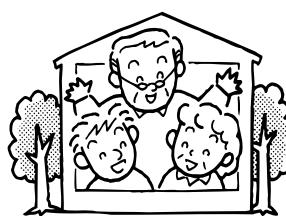
国民健康保険に加入している世帯のうち、世帯主を含む加入者全員が65歳以上である世帯については、法律の改正により、10月から原則として保険料の納付方法が「特別徴収」（世帯主の年金からの天引き）に自動的に変わります。

ただし、年金額が年額18万円未満の方や介護保険料と保険料額の合計が年金額の1/2を超える方、また介護保険料が天引きされない方などの納付方法は従前のままでです。

年金から保険料を納付する方法を変更したい方は、過去2年間、保険料の納め忘れがなければ、申し出により口座振替に変更することができます。

すでに、該当する世帯にはおしらせを送付済みです。8月20日までに納付方法の変更申出書を提出した方は、10月以降の年金からの天引きが中止になります。

変更の申し出は、隨時受付していますので、希望される方は住民課へお申し出ください。（金融機関窓口での口座振替依頼手続きが必要なこともあります。）なお、口座振替の開始時期は、申請していくく時期により異なりますので、申請の際にご確認をお願いします。



国民年金保険料の 収納業務について

住民課 内線326

10月1日から、国民年金保険料の収納業務（納付勧奨）の民間委託を実施します。これは、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づき、国民年金保険料が未納となっている方に対して、社会保険庁（神奈川社会保険事務局）から委託を受けた「株もしもしホットライン」という民間事業者が、電話や文書、戸別訪問により納付のご案内、または口座振替の勧奨をするものです。

民間事業者の担当者が保険料をお預かりし収納する場合は、社会保険庁が発行した納付書をお客様がお持ちの場合に限ります。納付書をお持ちでない方から現金をお預かりし、領収書を発行することはありませんので、ご注意願います。

また、民間事業者に提供する個人情報は、納付勧奨を行ううえで必要な情報に限定しており、「個人情報の保護に関する法律」や「委託契約書」などに基づき、目的外使用や閲覧、漏洩、複写などを禁じるなどの厳格な安全管理措置を講じています。

この件についてのお問い合わせは、小田原社会保険事務所 ☎(22)1394（ダイヤルイン）までお願いします。

（回線の都合上、国民年金電話センターに繋がる場合があります）